

一般社団法人 日本医学教育評価機構
評価事業基本規則

目 次

- 第1章 総則
- 第2章 総合評価部会
- 第3章 評価委員会
- 第4章 基準・要項検討委員会
- 第5章 異議審査委員会
- 第6章 研修委員会
- 第7章 その他
- 附 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本医学教育評価機構（以下、「機構」という。）における評価事業に関し必要な事項を定める。

(評価事業)

第2条 評価事業における医学部・医科大学等の認定に関する業務は、社員総会で決議された事業計画に基づき、総合評価部会及びその下部組織がこれを行う。

2 総合評価部会の下部組織は、評価委員会、基準・要項検討委員会、異議審査委員会及び研修委員会で構成される。

3 評価事業における医学部・医科大学等の外部評価を実施する組織として、評価委員会の下に評価チームを置く。評価チームは評価員で構成する。評価チーム及び評価員に関して必要な事項は、別に定める。

(評価の実施方法)

第3条 評価事業は、世界医学教育連盟（WFME）が定めた国際基準を踏まえて機構において作成する評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づいて評価を行うものとする。

2 評価は、評価基準に基づいて医学部・医科大学等が作成した自己点検・自己評価に関する報告書とその他の書類の精査（以下、「書面調査」という。）及び医学部・医科大学等における質疑応答や視察（以下、「実地調査等」という。）を通じて行う。

3 評価の実施方法に関して必要な事項は、別に定める。

(評価と認定における結果及び取扱い)

第4条 書面調査及び実地調査等を行った上での評価結果は、外部評価における報告書に取りまとめる。

- 2 書面調査及び実地調査等を行った上での認定結果は、「認定」、「期限付認定」、「不認定」とする。
- 3 評価の過程において、医学部・医科大学等が作成した自己点検・自己評価に関する報告書とその他の書類が不十分で、評価の実施が困難と判断したときは「審査保留」とする。
- 4 評価の過程において、医学部・医科大学等が不適切な教育活動等を行っていることが発覚し、その教育活動等が医学部・医科大学等が作成した自己点検・自己評価に関する報告書に記載されておらず、評価の継続が困難と判断するに足る相当の事由が認められる場合には、「審議停止」として評価を一時停止する。
- 5 評価の過程において、評価に要する期間が当該医学部・医科大学等にすでに付与した認定期限を超える場合は、既存の認定期間に対して評価に必要な期間を付与し、「延長」とすることができる。
- 6 第1項から前項に定める結果及び取扱いは、理事会での決定により確定する。
- 7 評価と認定における結果に関して必要な事項は、別に定める。

(評価結果等の公表)

第5条 前条に定める評価と認定における結果及び取扱いは理事会の決定を得た後、速やかに当該医学部・医科大学等に通知しなければならない。

- 2 機構は、前条第2項に定める認定結果及び第5項に定める「延長」の取扱いを理事会で決定した後、当該医学部に対して証書を交付する。
- 3 前条第1項に定める外部評価における報告書、第2項に定める認定結果及び第5項に定める「延長」の取扱いは機構のホームページ等で公表し、周知を行わなければならない。

(年次報告書)

第6条 認定期間の開始後、「認定」、「期限付認定」の結果を受けた医学部・医科大学等は、各年度における教育活動等及び改善状況にかかわる年次報告書を、翌年度の8月末日までに機構に提出しなければならない。

- 2 年次報告書に関して必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第7条 機構の役職員、並びに評価事業にかかわる者は、評価事業及びその付帯事業の遂行により取得した医学部・医科大学等及びその関係者に関する情報について守秘義務を負う。ただし、総合評価部会が評価事業の実施・公表のために必要と認めた場合を除く。

第 2 章 総合評価部会

(目 的)

第 8 条 評価事業に関する専門組織として、総合評価部会を置く。

(権 限)

第 9 条 総合評価部会は、以下の権限を有する。

- (1) 評価事業における計画と方針の立案・策定
- (2) 評価基準の策定・改定
- (3) 外部評価における報告書の審議・修正
- (4) 外部評価における報告書に対する医学部・医科大学等からの意見・異議への対応の検討
- (5) 認定結果の検討
- (6) 「不認定」の結果を受けた医学部・医科大学等の対応
- (7) 評価委員会、基準・要項検討委員会、異議審査委員会、及び研修委員会の各委員候補者の選考
- (8) 評価事業基本規則の改正案の作成
- (9) その他、理事会から指示された事項

2 総合評価部会は、前項第 3 号から第 5 号に規定する事項について、必要に応じて当該医学部・医科大学等の関係者からヒアリング等により事実確認を行い、又は当該医学部・医科大学等に対して実地検証を行うことができる。

3 総合評価部会は、第 1 項第 3 号から第 5 号に規定する事項について、必要に応じて当該医学部・医科大学等の外部評価を行った評価チームの評価員に対してヒアリング等により事実確認を行うことができる。

4 総合評価部会は、第 1 項第 4 号に規定する意見・異議について、その内容が総合評価部会の権限に該当しない場合、理事会での検討を上申する。

(構 成)

第 10 条 総合評価部会は、総合評価部会の各委員会委員長及び学識経験者で構成し、理事会において選任する。

2 学識経験者は、医学教育分野別評価、医学部・医科大学等における教育活動等及び運営にかかわる者及び外部有識者とする。

(1) 医学教育分野別評価、医学部・医科大学等における教育活動等及び運営にかかわる者は、国立大学にかかわる者 2 名以上、公立大学にかかわる者 1 名以上、私立大学にかかわる者 2 名以上とする。

(2) 外部有識者は 1 名以上 2 名以内とする。

(部会長)

第 11 条 総合評価部会に部会長を置く。部会長は、理事会の承認を得て理事長が任命する。

2 部会長は、総合評価部会の代表として部会を統括する。

3 部会長は、部会員の中から副部会長を指名し、部会長を補佐させるものとする。

(任期)

第 12 条 総合評価部会の構成員の任期は 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 総合評価部会の構成員が任期途中で退任した場合、又は解任された場合、欠員を補うために選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の開催)

第 13 条 総合評価部会は、部会長が招集する。

2 総合評価部会は、毎年 3 回開催する。

3 臨時総合評価部会は、次の各号に掲げる事由の一つに該当する場合に開催する。

(1) 部会長が必要と認めたとき

(2) 総合評価部会の構成員から、会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき

4 総合評価部会の構成員は、代理人をもってこれに充てることはできない。

(議長)

第 14 条 総合評価部会の議長は、部会長が務める。部会長が欠けるときは、副部会長がこれにあたる。

2 前項に規定する議長が第 9 条第 1 項第 3 号から第 6 号の審議において医学部・医科大学等と利害関係を有する場合には、副部会長が議長を務める。

3 部会長及び副部会長が共に第 9 条第 1 項第 3 号から第 6 号の審議において医学部・医科大学等と利害関係を有する場合には、部会長が議長を指名する。

(定足数)

第 15 条 総合評価部会は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第 16 条 総合評価部会の審議は、別段の定めがある場合を除き、審議に参加した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総合評価部会の構成員は、第 9 条第 1 項第 3 号から第 6 号の審議がその所属若し

くは利害関係を有する医学部・医科大学等に関する場合は審議に加わるができない。

(議事録)

第17条 総合評価部会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第3章 評価委員会

(目的)

第18条 評価事業及びその付帯業務に関する計画と方針の立案及び実施、外部評価における報告書の案の作成、認定後の医学部・医科大学等の支援を行う委員会として、総合評価部会の下に評価委員会を置く。

(権限)

第19条 評価委員会は、以下の権限を有する。

- (1) 評価の実施に関する計画と方針の立案・策定
- (2) 外部評価における報告書のフォーマットの作成
- (3) 外部評価における報告書の案の作成
- (4) 年次報告書の管理・活用
- (5) 評価員の選任又は解任に関する検討
- (6) 評価する医学部・医科大学等に関する評価チームの編成
- (7) 評価チームの統轄に関するマニュアルの作成
- (8) 評価事業及びその付帯業務について、総合評価部会の他の委員会の担当に属さない事項の処理

(構成)

第20条 評価委員会は、医学教育分野別評価の専門的知識を有する医学部・医科大学等の教員又は学識経験者で構成し、理事会において選任する。

2 評価委員会の構成は、次の区分により選出した者とする。

- (1) 医学部・医科大学等の教員で、北海道、東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国、九州沖縄の各地域区分により選出した者
- (2) 医学教育分野別評価の専門的知識を有する者

3 評価委員会に欠員が生じた場合、その区分に応じて欠員を補うものとする。

(委員長)

第21条 評価委員会に委員長を置く。委員長は理事会の承認を得て理事長が任命する。

2 委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(任 期)

第 2 2 条 評価委員会の構成員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 評価委員会の構成員が任期途中で退任した場合、又は解任された場合、欠員を補うため選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第 2 3 条 評価委員会は随時開催するものとし、委員長が招集する。

2 評価委員会の構成員は、代理人をもってこれに充てることはできない。

(議 長)

第 2 4 条 評価委員会の議長は、委員長が務める。委員長が欠けるときは、副委員長がこれにあたる。

2 前項に規定する議長が第 19 条第 1 項第 3 号の審査において医学部・医科大学等と利害関係を有する場合には、副委員長が議長を務める。

3 委員長及び副委員長が共に第 19 条第 1 項第 3 号の審査において医学部・医科大学等と利害関係を有する場合には、委員長が議長を指名する。

(議 決)

第 2 5 条 評価委員会の審査は、別段の定めがある場合を除き、審査に参加した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 評価委員会の構成員は、第 19 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び 6 号の審査がその所属若しくは利害関係を有する医学部・医科大学等に関する場合は審査に加わることができない。

(議事録)

第 2 6 条 評価委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第 4 章 基準・要項検討委員会

(目 的)

第 2 7 条 評価事業及びその付帯業務を遂行するための評価基準の原案、評価の手続きに関する医学部・医科大学等への要項等を作成する委員会として総合評価部会の下に基準・要項検討委員会を置く。

(権 限)

第28条 基準・要項検討委員会は、以下の権限を有する。

- (1) 評価基準の原案又は改定案の作成
- (2) 評価の手続きに関する医学部・医科大学等への要項の作成
- (3) 医学部・医科大学等が作成する自己点検・自己評価に関する報告書のフォーマットの作成
- (4) 評価の手続きに関する評価員への要項の作成

2 前項第1号における評価基準を策定又は改定する場合は、次の手順で行うものとする。

- (1) 基準・要項検討委員会において原案を作成する
- (2) 総合評価部会において原案を審議し、案を理事会へ提出する
- (3) 理事会において案を審議し承認を得る
- (4) 必要に応じて案を機構ホームページに掲載してパブリックコメントを募集のうえ修正する
- (5) 社員総会において審議し承認を得て正式に公開する

3 第1項第1号における評価基準の改定案が軽微な変更である場合は前項第1号から第3号の手順をとり、正式に公開することができる。

4 第1項第2号から第4号の要項等は、基準・要項検討委員会において決定後、運用するものとする。

(構 成)

第29条 基準・要項検討委員会は、医学教育分野別評価の専門的知識を有する医学部・医科大学等の教員又は学識経験者で構成し、理事会において選任する。

(委員長)

第30条 基準・要項検討委員会に委員長を置く。委員長は理事会の承認を得て理事長が任命する。

2 委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(任 期)

第31条 基準・要項検討委員会の構成員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 基準・要項検討委員会の構成員が任期途中で退任した場合、又は解任された場合、欠員を補うために選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第32条 基準・要項検討委員会は随時開催するものとし、委員長が招集する。

2 基準・要項検討委員会の構成員は、代理人をもってこれに充てることはできない。

(議長)

第33条 基準・要項検討委員会の議長は、委員長が務める。委員長が欠けるときは、副委員長がこれにあたる。

(定足数)

第34条 基準・要項検討委員会は、その構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第35条 基準・要項検討委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長の決定するところによる。

(議事録)

第36条 基準・要項検討委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第5章 異議審査委員会

(目的)

第37条 外部評価における報告書に取りまとめた評価結果に対して医学部・医科大学等から提出された意見・異議を審査するため、総合評価部会の下に異議審査委員会を置く。

2 異議審査委員会で審査する意見・異議は次のとおりとする。

(1) 医学部・医科大学等における独自の活動、制度、委員会、センターなどの名称に関する訂正

(2) 医学部・医科大学等の教育活動等に関する事実誤認に対する意見・異議

(3) 医学部・医科大学等の教育活動等及び評価基準の関連に対する意見・異議

3 異議審査委員会は、医学部・医科大学等から提出された意見・異議について、その内容が前項に該当しない場合、総合評価部会での検討を上申する。

(権限)

第38条 異議審査委員会は、医学部・医科大学等から提出された意見・異議について、それが正当な理由あるものか否かを審査し、審査結果を総合評価部会に報告する。

2 異議審査委員会は、前項に規定する事項について、必要に応じて当該医学部・医科大学

等の関係者に対してヒアリング等により事実確認を行い、又は当該医学部・医科大学等に対して実地検証を行うことができる。

- 3 異議審査委員会は、第 1 項に規定する事項について、必要に応じて当該医学部・医科大学等の外部評価を行った評価チームの評価員に対してヒアリング等により事実確認を行うことができる。
- 4 異議審査委員会は、第 1 項に規定する事項について、必要に応じて評価委員会委員長に対してヒアリング等により事実確認を行うことができる。

(構 成)

第 39 条 異議審査委員会は、医学教育分野別評価の専門的知識を有する医学部・医科大学等の教員又は学識経験者で構成し、理事会において選任する。

- 2 異議審査委員会の構成員は、評価委員会を兼任することができない。

(委員長)

第 40 条 異議審査委員会に委員長を置く。委員長は理事会の承認を得て理事長が任命する。

- 2 委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(任 期)

第 41 条 異議審査委員会の構成員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 異議審査委員会の構成員が任期途中で退任した場合、又は解任された場合、欠員を補うために選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第 42 条 異議審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 異議審査委員会は、毎年 3 回開催する。
- 3 臨時異議審査委員会は、次の各号に掲げる事由の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 委員長が必要と認めたとき
 - (2) 異議審査委員会の構成員から、会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき
- 4 異議審査委員会の構成員は、代理人をもってこれに充てることはできない。

(議 長)

第 43 条 異議審査委員会の議長は、委員長が務める。委員長が欠けるときは、副委員長がこれにあたる。

- 2 委員長が審査において医学部・医科大学等と利害関係を有する場合は、副委員長が議長

を務めるものとする。

- 3 委員長及び副委員長が共に審査において医学部・医科大学等と利害関係を有する場合には、委員長が議長を指名する。

(議 決)

第44条 異議審査委員会の審議は、審査に参加した構成員全員の一致による。ただし、意見の一致をみるのが困難であると議長が判断した場合は、審査に参加した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 異議審査委員会の構成員は、審査の対象となる医学部・医科大学等に所属若しくは利害関係を有する場合は、当該医学部・医科大学等の審査に加わることはできない。
- 3 異議審査委員会の構成員が、当該医学部・医科大学等の外部評価を行った評価チームの評価員であった場合は、審査に加わることはできない。

(議事録)

第45条 異議審査委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(異議審査報告書の作成)

第46条 委員長は、審査結果について異議審査報告書を作成し、総合評価部会部会長に提出する。

第 6 章 研修委員会

(目 的)

第47条 医学教育分野別評価の円滑な推進のため、評価員の養成、自己点検・自己評価に関する報告書の作成、その他医学教育分野別評価に関する研修会を企画・実施する委員会として、総合評価部会の下に研修委員会を置く。

- 2 研修委員会が企画・実施する研修会は、受講対象者が医学部・医科大学等の教員を主体とするセミナーやワークショップ等とする。

(権 限)

第48条 研修委員会は、以下の権限を有する。

- (1) 研修会の企画・実施
- (2) 研修プログラム及び資料の作成
- (3) 研修会における講義及び指導

(構 成)

第49条 研修委員会は、医学教育分野別評価の専門的知識を有する医学部・医科大学等の教員又は学識経験者で構成し、理事会において選任する。

(委員長)

第50条 研修委員会に委員長を置く。委員長は理事会の承認を得て理事長が任命する。

2 委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(任期)

第51条 研修委員会の構成員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 研修委員会の構成員が任期途中で退任した場合、又は解任された場合、欠員を補うために選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第52条 研修委員会は随時開催するものとし、委員長が招集する。

2 研修委員会の構成員は、代理人をもってこれに充てることはできない。

(議長)

第53条 研修委員会の議長は、委員長が務める。委員長が欠けるときは、副委員長がこれにあたる。

(定足数)

第54条 研修委員会は、その構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第55条 研修委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(議事録)

第56条 研修委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第7章 その他

(評価手数料)

第57条 機構による評価と認定を申請した医学部・医科大学等は、別に定める評価手数料を納入しなければならない。

(評価に関する諸事項)

第58条 評価事業に関し必要な事項は、この評価事業基本規則に定めるもののほか、総合評価部会及びその下部組織において別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 12 月 11 日に制定し、同日より施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 11 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 27 日から施行する。